

第7回 下野市総合計画審議会会議録

日 時	平成19年9月27日(木) 午前10時から11時30分まで
場 所	下野市国分寺公民館 大ホール
出席委員	中村祐司会長、伊澤剛委員、早川進委員、中島一成委員、柴山征吉委員、大島昌弘委員、倉井徳勇委員、小川榮一委員、加藤芳江委員、高山トミイ委員、岡田雅代委員、近藤由紀子委員、大貫理委員、石田文治委員、金子康法委員
欠席委員	須藤勇委員、野田善一委員、伊澤敬一郎委員、高田憲一委員、長光博委員、吉崎賢介委員、高山和典委員
出席者	篠崎第一分野担当副市長、小口第二分野担当副市長、古口教育長、野口総務企画部長、諏訪市民生活部長、毛塚健康福祉部長、齋藤経済建設部長、川俣上下水道部長、落合会計管理者、石田教育次長
事務局	(企画財政課) 篠崎課長、小口主幹兼課長補佐、長主幹、濱野副主幹、古口主査、川俣主査、坂本主事
傍聴人	なし

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
- 4 閉会

会長挨拶

ようやく秋らしく、涼しくなってきた。この間に国政では様々なことがあったが、我々は着実に進んでいると思う。総合計画の素案について、前回の議論を受けて修正・加筆された案についてご議論いただくとともに、国土利用計画についても議論いただきたい。

議事

会議録署名委員の指名

(中村会長) 会議録署名委員は、近藤由紀子委員、岡田雅代委員にお願いする。

1) 前回会議録の確認

- (中村会長) それでは、前回の審議会の会議録について、修正等があればご発言をお願いします。
- (大貫委員) 8ページで「農業関係は農協が全てやっているかといえば、違うと思う。」となっているが、時間がなかったので説明がやや言葉足らずとなっていた。発言の意図は、地域産業の支援について、農業分野では農業担い手の支援、高度な担い手の育成等いろいろあるのに対し、商工業では、地域企業の支援という役割を商工会のほうで担っているという発言があった。それはよいが、農業は特殊な事情があるので異なるということを個人の感想として述べたものなので、発言を削除していただきたい。また、その前の発言(「商工業の振興について、起業の観点が抜けている」)で、「起業の観点」を「起業支援の観点」と修正いただきたい。
- (石田委員) 2ページ、「議員の知恵をお借りするような過程をのみこんで」は「盛り込んで」の間違いなので修正していただきたい。7ページ、「ただ、計画は、全て計画通りに行くわけではない。新しい試みをしたという」という部分で、「計画は」を「実際は」に修正していただき、「新しい試み」の前に「計画において」を挿入していただきたい。さらに、「枠組みとしては、このままで審議を進めていきたい。」という部分で、「枠組みとしては」を「計画の優先度設定についての枠組みは」と修正いただき、「このままで」は「この案をベースに」と修正をお願いしたい。
- (金子委員) 5ページ、若干ニュアンスが異なるため、「私も同じ意見を持っている。」という発言を削っていただきたい。
- (中村会長) 他になければ、これで前回審議会の会議録について、完成として承認する。

2) 下野市総合計画前期基本計画(第2次素案)について

- (中村会長) 基本計画(第2次素案)について、説明をお願いします。
- (事務局) 基本計画(第2次素案)について説明する。

下野市総合計画前期基本計画(第2次素案)について説明(資料1)

- ・ 9月18日に策定委員会で協議を行った。本日は、この第2次素案についてご審議いただきたい。
- ・ 資料1の3ページでは、前回の「総合計画事業の優先度設定の考え方」の図と、今回修正した図を並べてある。この図については、前回、横軸の「事業の性質(市の実施責任・義務的度合い)」が議論の対象になっていた。例えば、分類4や5で、市の実施責任が「小」と評価されるのは疑問ということであった。大小の意味も含めて、前頁の説明部分に加筆

修正を加えるということが審議会での結果であった。それを受けて、策定委員会では、市の政策方針のあり方に誤った理解を与えかねないということから、見直しをすることとした。その結果、右側の新しい図に修正した。大小ではなく、基本構想にある施策の展開方向、すなわち「心安らかに暮らせる、安全・安心なまち」と「心豊かに暮らせる、創造と躍進のまち」の両極を持って表現することとした。これにより、二つの施策の展開方向によって、総合計画の事業が展開していくことを明確化した。

- ・ 2 ページをご覧頂きたい。まず、優先度設定の必要性について加筆した。次に、優先度設定にあたり「事業の性質」と「事業を取り巻く状況」の2つの観点から行なったという説明をしている。「事業を取り巻く状況」については、4つの視点「事業の緊急性、事業の必要性、事業の熟度、事業見直し・経費節減の余地」から分類したということの説明している。「事業の性質」については、基本構想における施策の展開方向、「心安らかに暮らせる、安全・安心なまち」と「心豊かに暮らせる、創造と躍進のまち」を実現するための視点に立って、「生命財産の保証の度合い、豊かさの創造の度合い、事業実施に関する市の裁量の度合い、事業の義務的度合い」などを考慮して分類しているということの説明している。「豊かさの創造の度合い」及び「市の裁量の度合い」は、右に行くほど高くなり、「市の義務的度合い」は左に行くほど高くなっている。そして、一般的に「心安らかに暮らせる、安全・安心なまち」を実現するための施策・事業は、必ず実施しなければならないものが多く、「心豊かに暮らせる、創造と躍進のまち」に分類される事業より、必然的に優先度が高くなるという説明を加えた。
- ・ 3 ページ、図の下部の優先度の高低については、前回右下に下がっていく形になっていたが、今回の修正にあたっては、左から右へという平行移動で示した。この修正により、大変厳しい下野市の情勢を受け、市民に分かりやすくなるようにした。

(中村会長) 前回の審議会では、全面的に作り変えてほしいといった意見ではなく、基本的にはいいのだが、誤解を招き易い表現もあるので、いうなれば微修正を求めたといえる。今回修正された図と説明は、表現だけでなく、色合いも工夫していただいたと思う。

(石田委員) 優先順位の表現方法、つまり矢印を変えた意図について説明いただきたい。以前と同じなのか、変更されたのか説明をお願いしたい。

(篠崎副市長) 1 - A から右方向に5 - A に行き、それから2段目の1 - B に行くという前回の審議会での審議を踏まえて、わかりやすいように修正した。

(中村会長) 斜めの点線も生きていると理解する。

(石田委員) 前回審議会でこういった意見が出たかどうか分からないが、前回の図はあくまで抽象的であったと思う。今回の図についても、例えば、2 - A と1 - B があった場合、2 - A のほうが優先されるということまで意味しているのか、それとも、それでは読み取りすぎなのか。

- (篠崎副市長) 前回の審議会では、大小・高低以外の表現はないのかというご意見が出たと記憶している。そのため、図の表現を工夫した。基本構想の施策の展開方向による分類と、事業を取り巻く状況の熟度・緊急性とでご理解いただきたいと考えた。
- (中村会長) 概して図の読み取り方は難しいところである。優先度では、斜めの線は矢印でもなく実線でもないということなので、明確、固定的な順番となっているわけではない。
- (金子委員) 破線がないほうが、誤解を与えなくてよいのではないかと思う。
- (伊澤剛委員) 前回審議会の議論を踏まえると、この「新」の図は、ベストではないだろうがベターであり、この程度だと思う。
- (中村会長) 図については、見る人にとっての捉え方が少し違ってくるのは仕方ないところもある。図については、これでよろしいか。
- (委員) 異議なし。
- (中村会長) 2ページの文章についてはいかがか。こちらもかなり具体的になって、よろしいかと思う。
- (委員) 異議なし。
- (岡田委員) 前回出席していなかったので、確認の意味で質問したい。事業の優先度設定はメリハリをつけるものとして、これでいいと思うが、次の段階の実施計画にも反映されていくという理解でよろしいのか。基本計画素案の中には、今までやってきた事業が挙がっていて、例えば、自治基本条例や環境基本条例のような政策条例は入っていないが、こうした条例は、あえて基本計画の段階では入れなかったという理解でいいのか。
- (篠崎副市長) 条例は、今回の基本計画素案には入っていない。新規に行なうものについては、毎年度見直しをするので、実施計画に入ってくると考える。
- (中村会長) 説明文の最後の文章のように、ここに書いてなければ終わりということではなく、見直しによって新しいものが出てくる可能性があるかと了解している。
- (岡田委員) 優先順位がついているなかで、見直しによって入ってくるというのは、どのように入ってくるのか。
- (篠崎副市長) 今回の計画には載っていないとはいえ、毎年見直しを行うということである。
- (中村会長) 優先順位はメリハリということであり、順位が低いからといって価値が低いというわけではない。
- (岡田委員) 事業計画の中で政策条例についてはきちんとやっていくということと理解した。もうひとつ、基本計画の見方なのだが、例えば22ページの満足度の文中で、まちなみ景観については今後の住民の自主的な活動を通し

た景観づくりを支援するとあるが、下の施策事業内容にないのはどう理解したらよいか。

- (伊澤剛委員) 今の議題から外れているように思う。以前決まったことについて、また意見を出されているように感じる。
- (中村会長) 満足度については、前回審議会までにご覧いただいて、ご意見をいただいた。満足度は、高いからそれで終わりということではない。
- (岡田委員) 基本計画素案の中身についてではなく、読み方についての質問である。
- (中村会長) それについては、事務局から説明していただいたように思う。あくまで基本計画のなかの事務事業の位置づけということで理解いただきたい。実施事業は、環境の変化等によって、今後柔軟に変更するということがよろしいか。
- (委員) 異議なし

3) 国土利用計画市町村計画について

- (中村会長) 次に、国土利用計画の下野市計画について、事務局から説明していただきたい。
- (事務局) 議事の2つ目について説明する。現在策定中の国土利用計画下野市計画の素案作成にあたって、審議会の意見を伺いたい。国土利用計画法第2条の基本理念に基づき、下野市計画の策定を進めたいと考えている。資料2の2ページ、〈参考〉として国土利用計画法の抜粋を載せている。下線部分にあるように、策定には住民の意向を反映するための措置が必要となっているため、この審議会でご意見を伺いたい。
- お手元には、栃木県の国土利用計画と旧国分寺町の国土利用計画が資料として用意してある。旧国分寺町と旧南河内町には、国土利用計画が策定されていたので、下野市としてはこれらと策定中の基本構想との整合性を図りながら策定する必要がある。国土利用計画については、平成20年3月議会に上程する予定を考えている。そのため、このタイミングで審議会のご意見を伺いたい。

国土利用計画市町村計画について説明(資料2)

- ・ 1ページ、「2.計画の期間」は、平成20年度から平成27年度の8年間としている。「3.計画の構成(案)」では、(1)は前文として計画の性格、(2)は市の概要、そして(3)土地利用の基本構想については、土地利用の基本方針と利用区分別の基本方向を掲げる。(4)は、次の2ページにかけて、上記(3)の土地利用の基本構想に基づき、基準年次及び目標年次における人口、世帯数、利用区分の目標を数量表示するとあるが、これについては現在測定中である。最後に(5)では、上記の目標を達成するために必要な措置の概要を掲げる。

- ・ 「４．庁内策定体制」については、下野市総合計画策定委員会で策定することとなっている。「５．計画策定の手順」については、３ページの「スケジュールについて」とあわせて説明する。本日の第７回審議会で、国土利用計画策定に伴う対応についての説明を行い、次回、１０月２４日の第８回審議会でこの国土利用計画に対する意見をいただき、１０月から１２月にかけて、栃木県の関係各課に照会することを予定している。その後、庁内での策定委員会を踏まえて、来年１月にパブリックコメントにかけ、２月以降にその結果を検討して最終案を確定した上で、３月中旬に議決というスケジュールを考えている。
- ・ 以上、総合計画基本構想に即して国土利用計画を策定することとなっていることから、この基本計画審議会で、ご意見をいただきたい。

(中村会長) 次回、この審議会で皆さんの意見をお聞かせ願いたいということである。われわれ総合計画審議会が国土利用計画策定の担い手となるのではないが、総合計画と国土利用計画とが密接に絡んでくるので、次回の審議会で、皆さんから意見を出していただければということである。確認したいのだが、総合計画審議会として開催されるのか。

(事務局) 次回、審議会として、国土利用計画についてのご意見をいただきたい。

(中村会長) 確かに、この総合計画審議会があるので、国土利用計画について意見を聴くというのもありだと思う。幸い、あと１回あるので、審議会として意見を出していただくということを委員の皆さんにお認めいただいた場合、今の資料のほか、次回までに新たな資料配布はあるのか。

(事務局) 国土利用計画案をお出しする。

(小川委員) 下野市が合併した市であることから、国土利用計画に力を入れるべきであると考えている。旧国分寺町と旧南河内町については、国土利用計画ができていた。旧石橋町の総合計画審議会委員として関わってきたが、石橋町では国土利用計画の成案を見なかったという背景がある。特に、北関東自動車道の周辺整備ということについて、大変遅れをとっている。この周辺整備に３年間くらい検討した経緯があるので、ぜひとも総合計画とあわせて意見を聴取していただきたい。

(中村会長) では、この審議会の場で国土利用計画に意見を出すということは、皆さん賛成であるということでしょうか。審議会として承認するといったものではない。審議会の委員の個別意見として、参考にしたいという位置付けである。

(柴山委員) 今回の下野市の国土利用計画は、旧町の国土利用計画との関連性をまったく持たず、新しいものと考えてよいのか。

(事務局) 旧町の計画を参考にはするが、新しい市のものとして策定する予定である。新生下野市としての新しい国土利用計画ということで、旧町の計画

を参考にしながら、策定していきたい。

- (石田委員) 国土利用計画について、都市計画との関連はどうなっているのか。都市計画は都市計画で、委員会が動いていると思う。そちらや栃木県の計画とのバランスがどうなっているのか。また、非常に重要な課題なので、できれば、総合計画審議会とは違う形で考えたい。限られた総合計画審議会の回数の中で圧縮して審議するためには、そのストーリー立てを考えていただきたい。
- (中村会長) 実は、この総合計画審議会は、次回が最終回となる。基本構想、基本計画についてはお認めいただいたが、今回は、実施計画段階での見直しに対する意見を皆さんに出していただき記録に残して、さらに次につながっていくものとした。国土利用計画についても、次回の審議会の場で、どんどん意見を出していただきたい。
- (近藤委員) 前回欠席したので流れが分からないが、総合計画基本計画の内容については、前回審議されて、それで終わりということか。
- (中村会長) 内容については、前回、かなり審議した。その結果、見直しが必要ということになり、策定委員会で修正がなされ、本日の図と説明の修正となったという経緯である。
- (石田委員) 市民からの意見の取り入れ方について確認したい。
- (中村会長) まず、議論を整理したいと思うが、国土利用計画については、この審議会において、意見を聴取するというだけでよい。
- (委員) 異議なし
- (中村会長) また、次回、総合計画案についてこの審議会ですべて最終的に意見を出していただくということですか。
- (委員) 異議なし
- (中村会長) 石田委員の先ほどの意見だが、市民からの意見の取り入れ方について、もう一度伺いたい。
- (石田委員) パブリックコメントで出た意見によって、総合計画の案がどう見直されていき、まとまるのか、この審議会ですべて審議しなければならない事項を教えてください。
- (中村会長) パブリックコメントの意見によって計画案の中身を変えるということはないと考えている。住民の総意ではないので、個別の住民の意見を募り、今後の行政運営の参考にするという趣旨であると了解している。
- (事務局) 会長のご意見の通りと考える。
- (石田委員) パブリックコメントで出てきた意見を何とかしてあげないと、次から出てこなくなってしまうのではないかと懸念している。できれば、内容に反映されないとしても、審議会での議事としてとりあげるべきだと思う。

(中村会長) 重要な資料となるので、パブリックコメントをなるべく多く頂きたいとは考えている。

4) その他

(中村会長) それでは、次回の日程などについて、確認をお願いしたい。

(事務局) 基本構想と基本計画がまとまったので、パブリックコメントを10月2日から26日にかけて実施する。その結果を受けて、庁内の策定委員会で市としての考え方を検討しとりまとめたい。その結果については、11月14日(水)午前10時開催の最終の総合計画審議会にご報告したい。また、ただいまお認めいただいた国土利用計画の案については、10月24日(水)午後1時から開催の審議会で審議いただきたい。1週間前までには、素案をお手元にお送りしたいと考えている。

(中村会長) あと2回あるので、次回、10月24日の討議が非常に重要だということになる。実質的に、パブリックコメントを受けた審議会での議論ができるということである。

(事務局) 11月14日の総合計画審議会では、答申についても審議いただきたい。

(中村会長) では、11月の総合計画審議会では、答申についても審議する。

以上